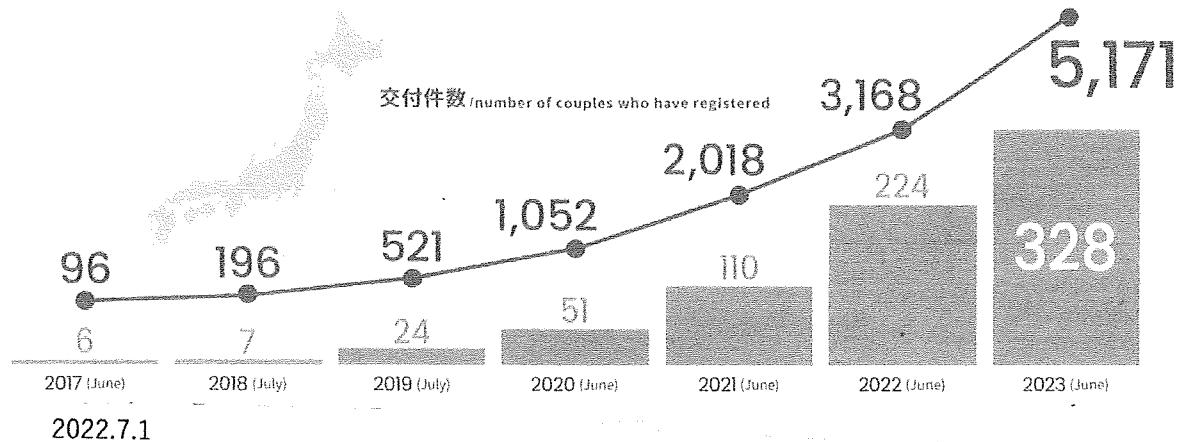


## パートナーシップ制度登録件数の経年変化

LGBTQ partnership systems cover more across Japan

パートナーシップ制度のある自治体は急速に増えており、2023年6月には328自治体、2023年5月末時点で5,171組が登録している。  
328 local governments allow same-sex partnerships, and more than 5,171 couples are already registered.



筆者注

2022.7.1

データ元 渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ共同調査

渋谷区HPより

令和3年8月作成

## パートナーシップ宣誓者同士での市営住宅への入居について

本市は、「SDGs 未来都市」として、その基本理念である”誰一人取り残さない”まちづくりを進めており、LGBT 等をはじめとする性的マイノリティの当事者の方たちが抱えている生きづらさを解消するため、本年9月から「宇都市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

これに伴い、同年9月1日からパートナーシップ宣誓者同士での市営住宅への申込みが可能となります。また、現在市営住宅へ入居されている方についてもパートナーシップ宣誓者同士での同居が可能となります。

### ○入居資格

- ・市営住宅への入居資格要件を満たしていること。
- ・宇都市パートナーシップ宣誓書受領証を有するパートナー同士であること。

### ○運用開始日

- ・令和3年9月1日

### ○問い合わせ先

- ・宇都市都市政策部住宅政策課  
電話：0836-34-8427  
FAX：0836-22-6049  
メール：[jyuutakuka@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:jyuutakuka@city.ube.yamaguchi.jp)

- ・宇都市営住宅等指定管理者 アジア JV  
電話：0836-37-0211  
FAX：0836-35-0566

宇都市HPより

# 身体障害者福祉法

昭和24年法律第283号

最終改正：平成30年6月27日法律第66号

## 第1章 総則

(法の目的)

**第1条** この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

**第2条** すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるよう努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

## 第1節 定義

(身体障害者)

**第4条** この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

(事業)

**第4条の2** この法律において、「身体障害者生活訓練等事業」とは、身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業をいう。

2 この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図るために支障がある身体障害者（以下この項において「聴覚障害者等」という。）につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第34条において同じ。）に関する便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第3項に規定する介助犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」